

こども誰でも通園制度の実施に関する手引（素案）抜粋

支援専門員等の障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など、障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えありません。

- ※3 利用可能時間については、国の補助基準額上の上限として定められています。ただし、各市町村の判断において、国の補助の対象となる「月 10 時間」を超えてこども誰でも通園制度を実施する場合があります。

【事業者】

- こども誰でも通園制度を行おうとする事業者については、市町村が認可を行います。
- 事業を実施する主な場所としては、以下の施設が想定されます。
保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設（「認可外保育施設指導監督基準」を満たさない施設を除く。）、児童発達支援センター等
- 多様な主体の参画を認める観点から対象施設は上記に限定をせず、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「設備運営基準」という。）において定められている基準を満たし、適切に事業を実施できる施設であれば、市町村が認可することが可能です。
- 基準については、国が定めた設備運営基準に基づき、各市町村において条例を制定することとなります。

【指導監査等】

- 市町村は、こども誰でも通園制度における事業を実施する施設について、設備運営基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等を行います。

(2) 事業の全体像

【事業の実施方法】

- 認可手続、市町村児童福祉審議会等への意見聴取を経て、設置認可を受けた上で開所。
- こども誰でも通園制度は、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者として認可された事業者が行います。
- 実施の意向を固めた事業者は、市町村と相談しながら、開所日数や開所時間、受入れ人数など実施内容や実施方法、職員体制等を検討の上で、認可の申請を行います。
- 市町村は、認可に当たり、事業を行うために必要な経済的基礎の有無や、事業を行う者の社会的信望、設備運営基準への適合状況について審査を行い、市町村児童福祉審議会又は児童の保護者その他児童福祉当事者の意見を聴取します。

